

**プライマリー・コース
海外実務研修の概要**

平和構築・開発におけるグローバル人材育成事業の海外実務研修は、国連ボランティア計画（UNV）が管理・運営します。日本人研修員は、国連ボランティアとして、国連のパートナー機関が実施する平和構築・開発の現場で行う支援事業で 1 年間派遣されます。派遣先の発掘、マッチング、採用、派遣前準備、派遣、派遣中の監督、帰国といった、国連ボランティア派遣に係る一連のプロセスは、UNV の基本原則・規定に則して管理されますが、本事業の海外実務研修においては、日本政府と UNV のパートナーシップの下、以下のような異なるプロセスが採用されています。

国連ボランティア派遣を通じた海外実務研修

国連ボランティア派遣を通じた海外実務研修は、研修員の専門知識や技能を強化することになりますが、国連ボランティアの任務それ自体は、研修（トレーニング）ではありません。研修員は、「ボランティア活動」という形態で、専門家としての技能を用いて、平和構築・開発に貢献することが期待されています。また研修員を国連ボランティアとして受け入れる国連機関は、研修員がプロフェッショナルとして、与えられた任務に従事することを期待しています。

通常、国連ボランティアは、難民、女性、子どもや紛争影響下の人々など社会的弱者に向けて、現場で活動する国連機関の直接支援のため派遣されます。社会的に排除されているグループを平和と開発のプロセスに参画させるための支援、危険にさらされている人々の保護と援助、社会的弱者の基本的ニーズを満たすための行政能力強化などが含まれます。国連ボランティア派遣は、「ボランティアリズムの推進」を通して、平和構築・平和維持・開発に貢献するという基本方針の下、以下のようなプログラム領域を想定しています：

- 人道支援および社会的弱者への基本サービスの向上
- 危機回避と復興努力
- 国連平和維持ミッション
- 対象国機関の能力強化
- 環境及び気候変動

派遣案件の例**危機回避と復興**

- 暴力的な紛争の防止、復興のための国家の能力強化
- コミュニティ構成員の交渉・調停能力の強化
- コミュニティ構成員による、紛争と平和に関する啓発キャンペーンへの自発的参加の促進
- コミュニティの安全、人権と法の支配の尊重の促進とモニタリング

人道支援および弱者への基本サービスの向上

- 難民や紛争の犠牲となった弱者、性暴力被害者の保護と人権の促進
- 元戦闘員、強制移住者、社会的に虐げられた人々の社会再統合への支援
- 若者のコミュニティでのリーダーシップ、意思決定、紛争解決、社会開発の活動への参加促進

国連平和維持ミッション

- 重点分野でのミッション遂行の補助（保護、法の支配、治安部門の改革、民事、武装解除・動員解除・社会復帰、天然資源管理等）

派遣案件は、フィールドにおける国連のパートナー機関（国連開発計画（UNDP）、国連難民高等弁務官事務所（UNHCR）、国連児童基金（UNICEF）、国連世界食糧計画（WFP）、世界保健機関（WHO）、国際移住機関（IOM）、国連平和維持ミッション等）のニーズと要件に基づき、UNV 本部と外務省によって承認され形成されます。

派遣案件は、以下の要素が考慮して決定、承認されます：

- 日本政府の国際協力の政策及び UNV の戦略的優先分野
- 日本政府の安全基準に基づく派遣国・地域での研修員の安全確保
- 受け入れ機関による、研修員の監督・適切な支援体制の有無
- 受け入れ国連・国際機関、地域・国、派遣ボランティア数の配分のバランス

派遣案件とのマッチング・プロセス

- 受け入れ機関および研修員双方の利益のため、UNV は各研修員の技能、経験を確認し一部関心も考慮しながら、研修員と派遣案件とのマッチングを行います。派遣案件・マッチングに関する最終決定は UNV が行います。必ずしも研修員本人の希望のみにそって派遣案件が形成されるわけではありませぬのでご留意ください。
- UNV は、まず各研修員との個別面談を実施し、各研修員のプロフィールを確認した後、UNV アサイメント・コーディネーター（東京駐在の UNV スタッフ）が UNV からの承認を得て、一つから三つの候補案件を決定します（プレ・マッチング）。アサイメント・コーディネーターは研修員、外務省、関係諸機関 UNV 本部と定期的に協議を行いながらマッチングを進めていきます。マッチングは合格通知後、アサイメント・コーディネーターの準備ができ次第、順次行われる予定です。
- 候補案件決定後、受け入れ候補機関または UNV 現地事務所により、実務能力や動機などについて電話インタビューが行われます。インタビューの結果、健康状態の確認、および該当機関の受け入れ表明によって、マッチングが完了します。
- はじめに提示された案件に不適と判断された場合、UNV は更に別の案件とのマッチングを行います。UNV 側であらゆる可能性を追求した後に、候補案件すべてに不適と判断された場合、UNV はマッチングを打ち切ることとなり、海外実務研修に参加できない場合があることにご留意ください。
- 原則として案件候補は、本事業に限定して提示されるものですが、国連平和維持ミッション関連の案

件に関しては、通常の国連ボランティアの選考・派遣プロセスに則して、本事業の研修員以外の候補者を交えた選考となります。UNV は選考プロセスでの支援を提供します。

海外実務研修の派遣時期

国内研修終了後の3月以降の海外実務研修開始を想定しています。(実際の派遣日程は、マッチングの状況、受け入れ機関の意向、健康診断やビザ発給等の手続き等により各派遣案件によって異なります。)

海外実務研修中の研修員の地位

- 海外実務研修中は国連ボランティアとして活動します。国連ボランティアは、国連機関の正規職員ではなく、UNV の規定 (Conditions of Services : <http://www.unv.org/?id=16474>) に基づいて管理されます。
- 海外実務研修中の研修員には、UNV の規定に基づき、赴任地への往復航空賃、赴任手当、住居手当を含む現地生活費 (派遣国によって異なります)、健康保険、帰国手当等が支給されます。
- なお、本事業の特性および日本政府の方針により、海外実務研修に際し、扶養家族 (配偶者や子女) を随伴することは認められていません。この点は、UNV の規定とは異なりますので、ご注意ください。